

概要版

第9期

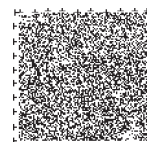
三原市高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画



これは音声コードです。
より多くの方への情報提供を
目的としています。



令和6（2024）年3月
三原市

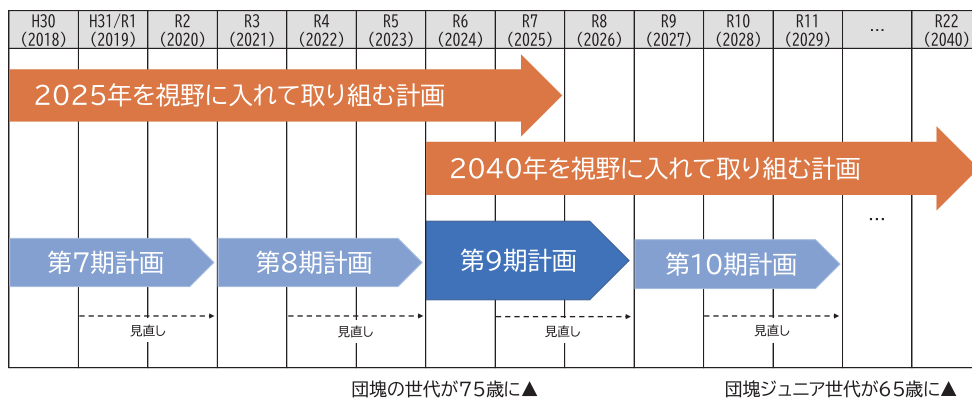


1 計画策定の背景と趣旨

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した生活を送るためには、高齢化の進行による要支援・要介護認定者の増加や、少子化による現役世代人口の急減を踏まえた中長期的な施策の展開が必要となっています。

本計画は、本市の実情に合った地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進に取り組み、地域共生社会の実現と高齢者が住み慣れた地域で、地域とともに、自分らしく健やかに暮らせるまちづくりをめざして策定するものです。

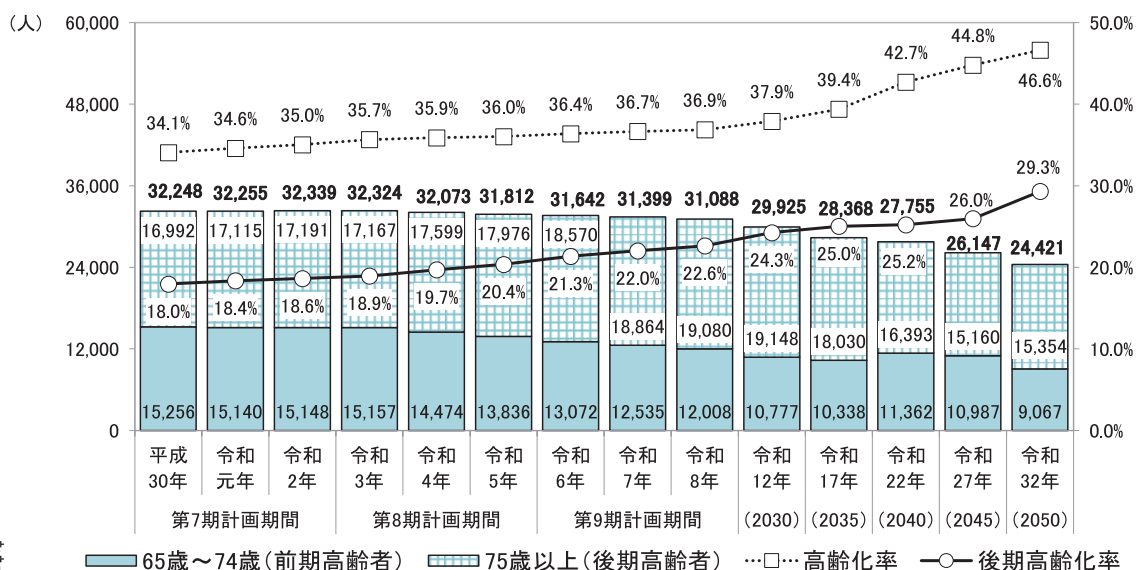
なお、介護保険事業計画は、介護保険法に基づき3年ごとに見直しを行うこととなっており、本計画の期間は令和6（2024）年度から令和8（2026）年度となります。また、高齢者福祉計画も介護保険事業計画と一体的に整備することから、同様に3年間を計画期間と定めます。



2 三原市の高齢者を取り巻く状況

1 高齢者人口の推移と推計

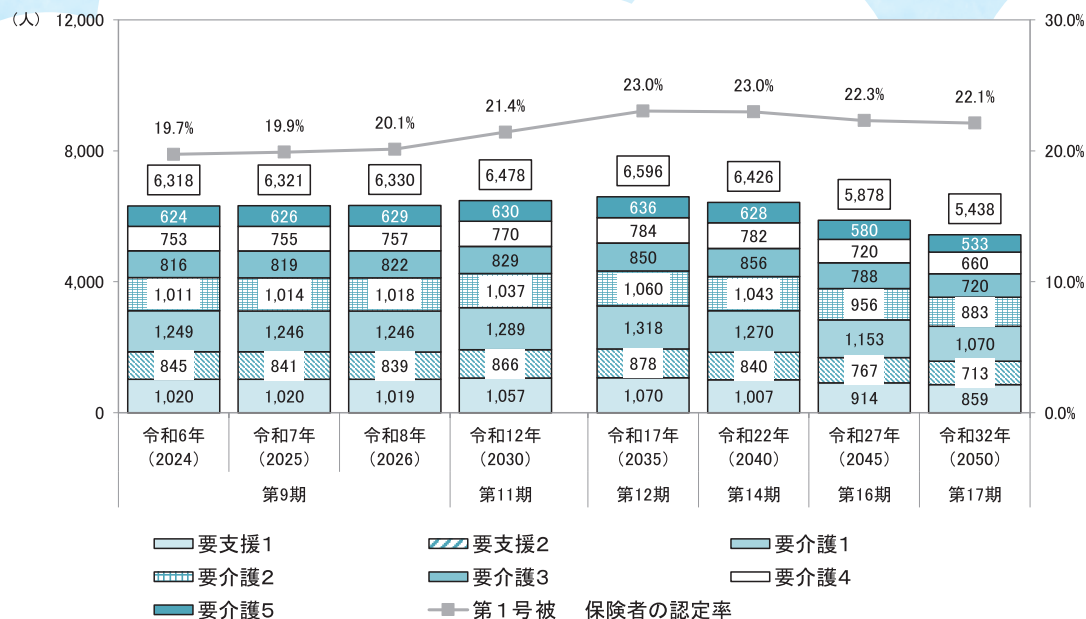
本市の高齢者人口は令和2（2020）年にピークを迎え、令和5（2023）年10月1日現在の高齢化率は36.0%（住民基本台帳人口より算出）となっています。本市は全国や広島県に比べて高齢化のスピードが速いことから、後期高齢者は令和10（2028）年、85歳以上人口は令和18（2036）年にピークを迎えると予測されています。



【出典】実績値：平成30（2018）年～令和5（2023）年の各年10月1日時点の住民基本台帳人口
推計値：上記を用いて、コーホート変化率法による人口推計を行った結果

2 要支援・要介護認定者の推移と推計

要支援・要介護認定者数(第2号被保険者含む)の推計を見ると、本計画期間中は微増で推移する見込みとなっていますが、新規認定者が増加する80歳以上人口がピークを迎えると予測される令和12(2030)年から令和17(2035)年にかけては、認定者も増加する見込みとなっています。

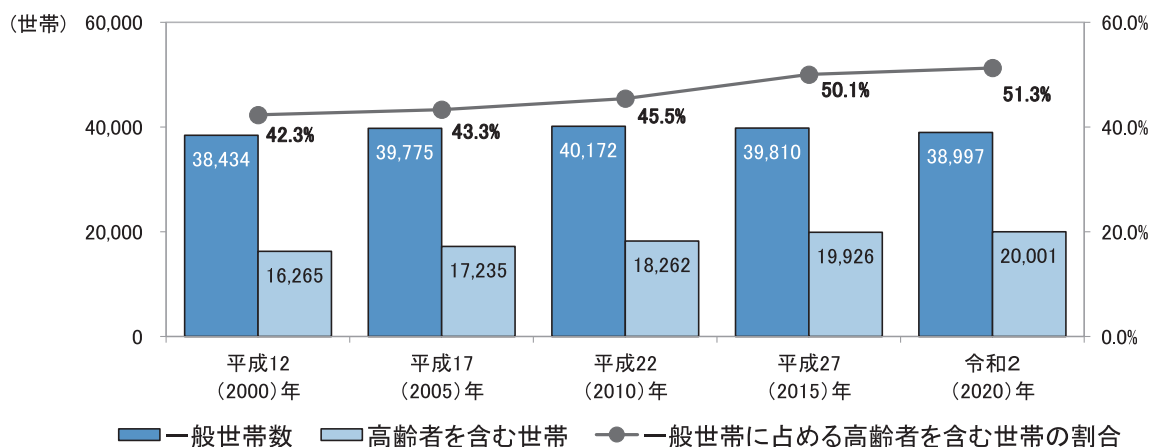


【出典】地域包括ケア「見える化」システム

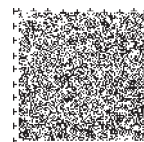
3 高齢者世帯の状況

本市では、全世帯のうち高齢者を含む世帯の割合が過半数を占めており、高齢者単身世帯や高齢者のみの世帯も増加傾向にあるため、高齢者が高齢者を介護する「老老介護」の問題や社会的孤立、育児と親の介護を同時に負担する「ダブルケア」や18歳未満の子どもが介護や育児を日常的に行う「ヤングケアラー」など、複雑化・複合化した課題の増加も予測されます。

また、後期高齢者の増加から、医療と介護双方のニーズを有する高齢者の増加も予測されます。サービス基盤を整備するとともに、介護離職ゼロの実現に向けた家族介護者支援や介護人材の確保、医療・介護連携を踏まえたサービスの提供体制の確保・最適化を図ることも重要となっています。



【出典】地域包括ケア「見える化」システム



3 第9期計画の基本方向

三原市がめざすまちは、高齢になっても、住み慣れた地域で生涯活躍し、仮に病気や加齢により心身機能が低下したとしても、医療や介護サービスのみならず、地域の中で支えられ、日常生活の様々な困りごとや不安に対しても、相談支援の体制が整い、切れ目なくサポートにつながることで、生涯安心して生活の送れるまちです。

そのため、いつまでも一人ひとりの経験や知識を活かしながら、就労や趣味、生きがいづくりや地域での活動、そして介護予防といった参加と活躍を通じ、健康である期間をできるだけ延ばせるよう取り組みます。さらに、そうした活躍の支援や身体・生活上の課題に対して、相談窓口や医療・福祉・介護における支援体制の充実により、いつまでも権利を守られながら住み慣れた地域で過ごせるよう取り組み、暮しのうえでの安心・安全を確保していきます。

そして、市民、地域、関係団体、医療・介護・福祉専門職と連携し、高齢者を含むすべての人が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会を実現します。

こうした市の基本理念を表す言葉として、次のとおり定めます。

基本
理念

人と人のつながりの中で自分らしく活躍できる
誰もが安心して暮らせるまち

基本理念

人と人のつながりの中で
自分らしく活躍できる
誰もが安心して暮らせるまち

基本目標

1 健康づくり・介護予防の推進



2 地域共生社会を支える支援体制の強化



3 高齢者の安心・安全の確保推進



4 介護保険制度の円滑な運営



主要施策

健康づくりの推進

活動参加の推進

★重点

フレイル予防の強化

介護予防の総合的な推進

相談支援体制の充実

在宅医療・介護連携の充実

認知症施策の総合的な推進

★重点

権利擁護の推進

在宅介護者支援の推進

安心できる住まいと生活の確保

安全環境の整備

★重点

制度の円滑な運営

介護人材確保への取組

★重点

基本目標 1 健康づくり・介護予防の推進

- ◆めざす姿 (1)一人ひとりの健康意識が高まり、健康が維持できている
(2)身体状況に応じて選択できる就労を含めた活動が地域にある

◆成果指標

	基準値	目標値				
	令和4年度 (2022)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
新規に介護認定を受ける人の平均年齢の上昇	82.5 歳	82.5 歳	82.5 歳	83.0 歳	-	83.0 歳
会、グループ活動に週1回以上参加する人の割合	40.1%	-	45.0%	-	50.0%	-

主要施策1 健康づくりの推進

主な取組

- ①健康に応じたライフコース別の取組による健康の維持向上
- ②健康づくりの土台となる生活習慣病の発症・重症化予防
- ③「くらし」にとけこむ健康づくり
- ④いのちを支える包括的な支援(自殺対策計画)

主要施策2 活動参加の推進

重点!

- ①既存の活動の場の維持、拡大
- ②高齢者の就労的活動支援体制の構築
- ③様々な担い手による外出支援体制の構築

主要施策3 フレイル予防の強化

主な取組

- ①介護予防の普及啓発
- ②住民主体の介護予防活動の場の維持、拡大
- ③リハビリテーション専門職との連携
- ④高齢者保健事業・介護予防の一体的実施

主要施策4 介護予防サービス事業の総合的な推進

- ①介護予防・生活支援サービス事業の推進
- ②自立支援型地域ケア会議

基本目標 2 地域共生社会を支える支援体制の強化

- ◆めざす姿 (1)様々な困りごとを、身近な場所で相談できている
(2)認知症になっても住み慣れた地域での生活が継続できる
(3)家族介護者が、介護しながら自分らしい生活を送ることができる

◆成果指標

	基準値	目標値				
	令和4年度 (2022)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
介護認定者の在宅サービス利用割合	70.2%	70.6%	70.8%	71.0%	-	72.0%
家族や友人以外で相談相手がいる高齢者の割合	56.0%	-	60.0%	-	70.0%	-

主要施策1 相談支援体制の充実

主な取組

- ①相談窓口の設置
- ②地域、専門職、行政が共に地域課題を共有、解決に向けた協議の場の設置
- ③地域包括ケアに関する市民啓発

主要施策2 在宅医療・介護連携の充実

- ①地域包括ケア連携推進協議会の運営
- ②アドバンスケアプランニングの周知

主要施策3 認知症施策の総合的な推進

主な取組

- ①認知症に関する普及啓発と本人発信支援
- ②認知症予防
- ③医療・ケア・介護サービス・介護者への支援
- ④認知症バリアフリーの推進
- ⑤若年性認知症の人への支援

重点!

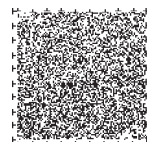
主要施策4 権利擁護の推進

主な取組

- ①高齢者虐待防止
- ②成年後見制度利用支援事業
- ③権利擁護に係るネットワークの整備

主要施策5 在宅介護者支援の推進

- ①介護者への精神的支援
- ②介護者への経済的負担軽減
- ③ヤングケアラーへの支援



基本目標 3 高齢者の安心・安全の確保推進

- ◆めざす姿 (1)住み慣れた地域で安全な生活ができている
(2)企業や住民同士がつながる地域の見守り体制の構築

◆成果指標

	基準値	目標値				
	令和4年度 (2022)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
介護認定者の在宅サービス 利用割合	70.2%	70.6%	70.8%	71.0%	-	72.0%
一人暮らしの高齢者で心配 事や愚痴を聞いてくれる人 がいる高齢者の割合	86.8%	-	90.0%	-	95.0%	-

主要施策1 安心できる住まいと生活の確保

主要施策2 安全環境の整備

重点!

主な取組

- ①住宅改修の充実
- ②養護老人ホームの措置
- ③住居の確保支援
- ④在宅福祉サービスの提供

- ①見守り活動
- ②交通安全、防犯の取組
- ③災害に備えた取組
- ④バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

基本目標 4 介護保険制度の円滑な運営

- ◆めざす姿 (1)住み慣れた地域で自分らしく暮らすことができる
(2)介護人材が確保され介護職員数が維持されている

◆成果指標

	基準値	目標値			
	令和4年度 (2022)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和11年度 (2029)
計画内給付（給付費実績÷計画給付費）	0.90	1以下	1以下	1以下	1以下
介護助手導入事業実施事業所数の割合	-	-	-	25%以上	50%以上

主要施策1 制度の円滑な運営

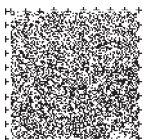
主要施策2 介護人材確保への取組

重点!

主な取組

- ①要介護認定の適正化
- ②ケアプラン点検
- ③医療情報との突合・縦覧点検

- ①介護人材の確保・定着支援（研修費助成）
- ②働きやすい環境づくり（介護助手導入・ICTの活用）
- ③福祉・介護の魅力発信（出前講座）

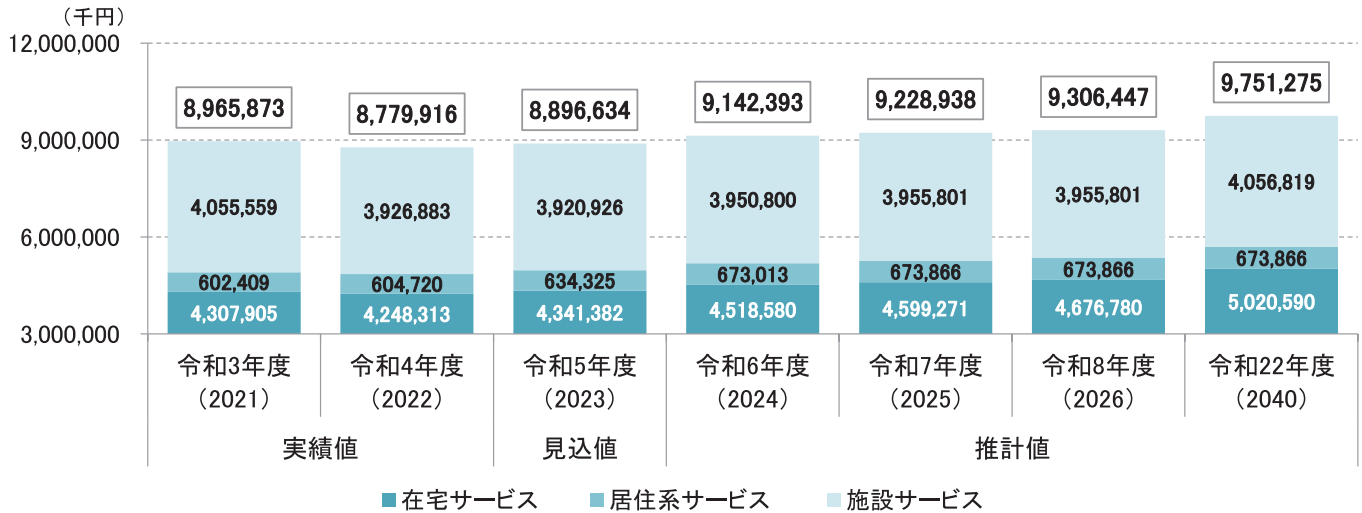


4 介護保険料の算出

介護保険法では、介護サービス費の内、利用者負担分を除いた費用の総額を、公費（国・県・市）と被保険者（第1号・第2号）の保険料で半分ずつ負担するよう定められています。

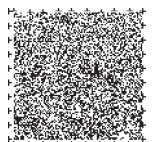
介護保険料は、介護保険サービス事業量を見込み、各種諸費用、保険料収納率、所得段階別被保険者数の見込み量などを踏まえ、介護保険料基準月額を算出します。

1 介護保険サービス事業量の見込み



2 所得段階別の負担割合と保険料

	対象者				基準額に 対する 割合	月額(円)	年額(円)
	市民税課税状況		所得等				
	世帯	本人					
第1段階	・市民税非課税世帯かつ老齢福祉年金受給者 ・生活保護受給者				0.285	1,447	17,373
	非課税	非課税	課税年金収入 と 合計所得金額 (年金所得を除く)の合計	80万円以下			
第2段階	非課税	非課税		120万円以下	0.485	2,463	29,565
第3段階	非課税	非課税		120万円超	0.685	3,479	41,757
第4段階	課税	非課税		80万円以下	0.840	4,267	51,206
第5段階 (基準額)	課税	非課税		80万円超	1.000	5,080	60,960
第6段階		課税	合計所得金額	120万円未満	1.200	6,096	73,152
第7段階		課税		120万円以上 210万円未満	1.300	6,604	79,248
第8段階		課税		210万円以上 320万円未満	1.500	7,620	91,440
第9段階		課税		320万円以上 420万円未満	1.700	8,636	103,632
第10段階		課税		420万円以上 520万円未満	1.900	9,652	115,824
第11段階		課税		520万円以上 620万円未満	2.100	10,668	128,016
第12段階		課税		620万円以上 720万円未満	2.300	11,684	140,208
第13段階		課税		720万円以上	2.400	12,192	146,304



5 計画の推進に向けて

1 計画推進によりめざす数値目標

計画を推進するため、自立支援、介護予防・重度化防止、介護給付の適正化の各項目について目標を設定し、目標の達成状況の把握・分析・評価を実施します。

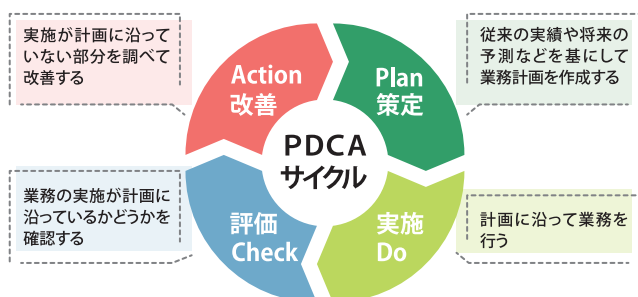
設定目標		指標	目標値
自立支援	介護度の維持改善	要支援1、2及び要介護1の認定率	10.0%以下
介護予防・ 重度化防止	住民主体による 介護予防活動の推進	いきいき百歳体操に取り組む団体数	106か所
	生きがい活動参加の 推進	要介護認定を受けていない高齢者の割合 の維持	79%以上
		会、グループ活動に週1回以上参加する 人の割合	45.0%以上
介護給付適正化	適正化主要3事業の 取組強化	計画内給付（計画給付費＞給付費実績）	100%以下
		要介護認定率	21%以下

2 推進体制

各種施策を推進していくためには、高齢者をはじめ、広く市民に自立支援や地域共生社会の考え方や介護保険制度の内容、サービス提供事業者などの情報を提供し、市民の理解を得ながら、行政と地域がともに目標に向けて取り組むとともに、県や医療機関、介護サービス提供事業者、司法、庁内の関係各課等の幅広い分野の連携を強化し、医療、介護、福祉等関係機関が連携し、切れ目のない支援を提供する体制を構築します。



3 進行管理



また、本計画の推進にあたっては、PDCAサイクルを通じて、計画に盛り込んだ施策の実施状況や進捗状況を点検し、施策の見直しや次期計画の策定に向けた評価を実施するとともに、三原市総合保健福祉計画推進等委員会へ報告するほか、3年ごとに市ホームページ等を通じて広く市民に周知を図ります。

第9期三原市高齢者福祉計画・介護保険事業計画【概要版】

令和6（2024）年度～令和8（2026）年度

発行・編集 / 令和6（2024）年3月

三原市 保健福祉部 高齢者福祉課

〒723-8601 三原市港町三丁目5番1号

電話 0848-67-6240 / ファクス 0848-64-2130

